

公 示

公示第98号

「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正について

「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日付け公示第70号）の一部を別添のとおり改正したので公示する。

令和5年10月2日

東北運輸局長 石谷 俊史



○ 福祉有償運送の登録に関する処理方針について（新旧）

新	旧
<p data-bbox="539 331 689 363">公 示</p> <p data-bbox="826 395 1066 427">公示第 70 号</p> <p data-bbox="293 480 934 512">福祉有償運送の登録に関する処理方針について</p> <p data-bbox="125 600 1106 831">自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。</p> <p data-bbox="125 839 1106 911">本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="474 1026 770 1058">令和2年11月27日</p> <p data-bbox="620 1161 974 1193">東北運輸局長 亀山 秀一</p> <p data-bbox="598 1286 631 1318">記</p> <p data-bbox="132 1366 479 1398">1. 福祉有償運送について</p> <p data-bbox="152 1406 1106 1522">道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第2号に</p>	<p data-bbox="1541 331 1691 363">公 示</p> <p data-bbox="1830 395 2069 427">公示第 70 号</p> <p data-bbox="1299 480 1939 512">福祉有償運送の登録に関する処理方針について</p> <p data-bbox="1128 600 2110 831">自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。</p> <p data-bbox="1128 839 2110 911">本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1476 1026 1771 1058">令和2年11月27日</p> <p data-bbox="1621 1161 1975 1193">東北運輸局長 亀山 秀一</p> <p data-bbox="1599 1286 1632 1318">記</p> <p data-bbox="1135 1366 1482 1398">1. 福祉有償運送について</p> <p data-bbox="1155 1406 2110 1522">道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第2号に</p>

定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等施行規則第49条第2号に掲げる者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第48条に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、当該市町村に利用登録を行った者又は当該特定非営利活動法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行うため、市町村長又は都道府県知事が主宰する施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議（地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）又は同項に規定する協議会（以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）において調った協議内容に基づき実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して運送を行うものをいうものとする。

2. 登録の申請

(1) ~ (2) (略)

(3) 添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である特定非営利活動法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）。なお、認可地縁団体の申請にあっては、規約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の証明書並びに役員名簿、施行規則第48条第10号に規定する者の申請にあっては、定款に準ずる書類として組織の基本的事項を定める書類、役員名簿に準ずるものとして法人の役員に該当する権利能力なき社団の代表者を定める書類（いずれも団体規約等）とする。なお、団体規約等については、後に変更の可能性があるところ、当該変更の際には構成員の一

定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等施行規則第49条第2号に掲げる者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第48条に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、当該市町村に利用登録を行った者又は当該特定非営利活動法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行うため、市町村長又は都道府県知事が主宰する施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議（地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）、施行規則第4条第2項に規定する協議会、施行規則第51条の7に規定する運営協議会（運営協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）（以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）において調った協議内容に基づき実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して運送を行うものをいうものとする。

2. 登録の申請

(1) ~ (2) (略)

(3) 添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である特定非営利活動法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）。なお、認可地縁団体の申請にあっては、規約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の証明書並びに役員名簿、施行規則第48条第9号に規定する者の申請にあっては、定款に準ずる書類として組織の基本的事項を定める書類、役員名簿に準ずるものとして法人の役員に該当する権利能力なき社団の代表者を定める書類（いずれも団体規約等）とする。なお、団体規約等については、後に変更の可能性があるところ、当該変更の際には構成員の一定数

定数以上の同意があるときに限る旨の定めがある等、民主的な方法により作成・変更されるものであることとする。

②～⑬ (略)

(4)、(5) (略)

3. ～9. (略)

附 則

1. 本処理方針は、令和2年11月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 廃止前の「市町村運営有償の登録に係る処理方針」(ただし市町村福祉輸送に限る)又は「福祉有償運送の登録に係る処理方針」に基づき付与された登録番号は、本処理方針2.(4)①の登録番号とみなす。

附 則(令和4年9月30日 公示第56号)

1. 本処理方針は、令和4年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 本処理方針の4.(7)③は、当分の間、適用しない。

附 則(令和5年3月31日 公示第122号)

1. 本処理方針は、令和5年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 本処理方針の4.(8)③は、当分の間、適用しない。

附 則(令和5年8月1日 公示第62号)

1. 本処理方針は、令和5年8月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 本処理方針の4.(8)③は、当分の間、適用しない。

附 則(令和5年10月2日 公示第98号)

1. 本処理方針は、令和5年10月2日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

以上の同意があるときに限る旨の定めがある等、民主的な方法により作成・変更されるものであることとする。

②～⑬ (略)

(4)、(5) (略)

3. ～9. (略)

附 則

1. 本処理方針は、令和2年11月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 廃止前の「市町村運営有償の登録に係る処理方針」(ただし市町村福祉輸送に限る)又は「福祉有償運送の登録に係る処理方針」に基づき付与された登録番号は、本処理方針2.(4)①の登録番号とみなす。

附 則(令和4年9月30日 公示第56号)

1. 本処理方針は、令和4年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 本処理方針の4.(7)③は、当分の間、適用しない。

附 則(令和5年3月31日 公示第122号)

1. 本処理方針は、令和5年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 本処理方針の4.(8)③は、当分の間、適用しない。

附 則(令和5年8月1日 公示第62号)

1. 本処理方針は、令和5年8月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 本処理方針の4.(8)③は、当分の間、適用しない。

(新設)

2. 本処理方針の4. (8)③は、令和5年12月1日から適用する。(新設)

別記1 (略)

別記1 (略)